

**鳥取県告示第568号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中海干拓農地の貸付料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
- 2 委託期間  
平成24年8月1日から平成25年3月31日まで